

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2016

課題番号：23730045

研究課題名(和文) WTO紛争処理における履行確保に向けた課題 - 利害関係者の視点から -

研究課題名(英文) Challenges in implementing WTO Disputer Settlement Results

研究代表者

飯野 文 (IINO, Aya)

日本大学・商学部・准教授

研究者番号：00521288

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：WTO紛争処理制度における「履行」に関連する諸要因について研究を行った。同紛争処理手続上の「私」的要素の検討(市民社会との関係、アミカスブリーフの扱い、紛争関連会合の公開)、貿易紛争に関する分野別検討(食品安全、環境保護分野)、類似の紛争処理手続(環太平洋パートナーシップ(TPP)協定)の分析を通じて、WTO協定及び同紛争処理制度に関する課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The research focused on various factors related to “implementation” of the WTO dispute settlement (DS) results. It shed light on the challenges that the WTO and its DS system face through study on the “private” elements of the DS process as well as the interaction between civil society and the WTO, sector specific assessments of WTO trade disputes and the analysis of the similar DS procedures such as that of the TPP(Trans-Pacific Partnership) Agreement.

研究分野：国際経済法

キーワード：WTO 紛争処理 履行

1. 研究開始当初の背景

研究課題にある紛争解決機関 (DSB: Dispute Settlement Body) 勧告の「履行」とは、具体的には現行の WTO 紛争処理手続を通じて WTO 協定違反が認定された措置が速やかに是正・撤廃されることを指す。履行確保の困難性とは、この是正・撤廃が速やかに行われないことを意味する。

WTO 紛争処理手続は、国際司法裁判所などほかの国際的な紛争処理手続と比べると利用頻度も高く、有効に機能しているとの評価を受けている。一方、研究開始当初には、同手続を通じて出される判断の実施に長期間を要する事例も多く見られていた。なぜそのような事態が生じるかについては、先行研究でも考察されてきていたが、国家間紛争として表出する WTO 協定上の紛争の背後に在る利害関係者の視点からの分析を行ったものは限定的であった。

2. 研究の目的

「履行」確保に関して、内外においてみられる研究は、法学的観点からの研究と国際政治学的観点 (国際関係論の視点) からの研究に大別されていた。法学的観点からの研究については、まず、WTO 紛争処理手続の性質・機能を検討し、それと「履行」確保の困難性との相関関係を論じるもの、それに加えて現行手続の改善点にまで踏み込むものが存在した。

国際政治学的観点 (国際関係論の視点) からは、ゲーム論等の理論的枠組みに基づき事例分析を行った上で、現行の WTO 紛争処理手続に必要な追加的要素を示唆する論考などがあった。

これらの先行研究によれば、WTO 紛争処理手続の性質、機能、現行手続上の限界が一定程度明らかとなり有用であると考えられるが、「履行」確保の困難性につながるプロセスとそれが紛争の処理に与える影響はどのようなものかといった点にも着目する必要があると思われた。

そこで、本研究の目的として、第一に WTO 紛争処理手続上の DSB 勧告の「履行」確保の困難性の原因を明らかにし、それに基づいて当該手続に必要とされる改善点を特定すること、その上で貿易紛争の処理に効果的な紛争処理の仕組みの考案に資すること、第二に、日本が貿易紛争をより効果的に処理するために政府と国内産業との間にどのような関係性がいかに構築されることが望ましいかを探ること、を挙げた。

実際には、第一の点、さらに分野別の紛争に重点を置いた研究となった。

3. 研究の方法

本研究では、係争対象となった問題の性質、

判断に見られる法解釈、紛争当事者となる加盟国の規範意識、紛争処理手続の手續上の欠陥等に焦点を当てた先行研究や、具体的な貿易紛争の実態を検討した。

貿易紛争に関しては、WTO 紛争処理手続に基づいて処理された紛争の分野別検討、同手続に至る前段階で各協定に基づくメカニズムで処理された紛争 (各国間のピアレビューにより処理される紛争) の分析を行い、紛争が発生する状況や規律上の限界について考察した。具体的には、「履行」が特に困難となっている食品安全や環境保護などの非貿易的関心事項に関する分野を対象とした。

また、紛争が発生する背景 (紛争発生メカニズム) 及び各種の紛争処理手続についても着目した。

検討に際しては、紛争解決了解 (DSU) 改正交渉が継続中であったことから、同交渉における議論についても考慮し、本研究結果の具体的実現性を念頭に置くよう努めた。

実態調査として、関連機関などヘヒアリングを実施したほか、国内外の研究者と意見交換を行った。

4. 研究成果

(1) WTO 紛争処理手續上の「私」的要素

WTO 紛争処理手續上、「私」の部分が関わる余地について検討した。同手續の結果は企業等も含め社会に広く影響を及ぼし得るにもかかわらず、その主体は WTO 加盟国に限定されているなかで、手續上「私」的要素がみられる実行としてアミカスブリーフの受容可能性や紛争関連会合の公開について分析した。併せて、WTO の活動全体に対する市民社会の関与も分析対象とした。

検討を通じて、紛争処理手續の公開については加盟国間の立場の相違は大きくなく、一部について条件付で公開されつつあること、紛争処理手續上のアミカスブリーフについては極めて消極的な取り扱いがなされていること、しかしいずれについても加盟国のコンセンサスは形成されていないことを明らかにした。他方、会合を公開するとしても、実際の外部参加者の数は限定的にとどまっているなどの状況があり、また、WTO の活動に対する市民社会の参加にも制約がある。結局のところ、WTO 外からの WTO に対する対外的透明性の向上といった社会的要請と WTO 側の対応とは必ずしもマッチしておらず、両者に隔たりのあることを明らかにした。他方で、自由貿易協定 (FTA: Free Trade Agreement) の中には、環境などの限られた分野であるものの市民社会の参加を認めるものが表れていることを指摘し、「私」的要素の位置づけが変わりつつあることも指摘した。

(2) 貿易紛争に関する分野別検討

「履行」が遅れる紛争案件がみられる食品安全や環境保護などの非貿易的関心事項に関する分野の貿易紛争について、どのような状況下で貿易紛争が生じているのか、また紛争が生じた場合に WTO 協定上どのような規律上の制約があるのか等について研究を行った。

この結果、食品安全分野については、輸入国が発動する緊急措置、輸入国の食品安全基準への適合、科学的不確実性、民間基準、食品安全確保体制の導入、FTA 締結に伴う基準の厳格化、措置の WTO に対する通報の遅れなど手続上の問題といった争点が貿易紛争につながり得ることを明らかにした。

分析を進めるなかで、食品安全分野を中心に規律する衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS 協定) で導入されている「科学」的概念が本分野の貿易紛争に大きく影響すると認識するようになったことから、関連規定が輸出国・輸入国に及ぼす影響についても検討した。その結果、「科学」関連規定は、加盟国に対して幅広い知見と能力を加盟国に要求すること、加盟国の経済発展段階によって異なる影響を及ぼし得ること、それが紛争の要因にもなり得ることが得られた。

また、環境保護に関わる貿易紛争 (特に、GATT、SPS 協定、貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)) を分析し、GATT 第 20 条と諸協定との関係、TBT 協定上の「正当な目的」のための措置と GATT 第 20 条との関係、GATT20 条各号該当性が検討されるべき対象の射程と同条柱書の 3 基準間との関係など課題となり得る諸点を提示した。

(3) 各種紛争処理手続の特性

WTO 紛争処理手続については、GATT 体制下では外交的側面が強く、WTO になってから「司法化」したとの評価がなされていた。実際、WTO 体制下ではパネル判断の法的側面に関する上級委員会の検討を通じて、紛争処理の法的安定性や予見可能性が高まったといえる。他方、現地調査を通じて、同手続の 20 年の運用を経て、司法的側面が過度に強調されつつあるとの見解が加盟国の一部に生じていることが把握された。このことは当該手続に内在する政治的境界とも表現し得るような限界が現れる局面がみられていることを意味する。同手続には外交的側面と司法的側面のバランスが要求されるなか、近年では司法的側面が強くなっており、このバランスの確保が WTO 紛争処理手続の課題であることに触れた。

分野特定の貿易紛争の検討を進めた結果、国際社会の環境変化に伴って成立した各種の紛争処理手続に関する分析の必要性も認識することとなった。特に、環太平洋パートナーシップ (TPP: Trans-Pacific Partnership) 協定は、参加国の多さ、多様性、ルールの「深さ」、カバー範囲の広さで

も突出しており、WTO 処理手続との関連も大きいことが想定されるため同協定に焦点を当てた。そこで、TPP 協定が規定するエンフォースメント確保の仕組みと第三者が介入する国家間紛争処理手続 (WTO 紛争処理類似のパネル手続) とを分析し、その仕組みと特徴を明らかにすると共に、労働、環境、国有企業及び指定独占企業など WTO 協定の規律対象ではなく TPP 協定で実質的に新たに含まれ同紛争処理手続の対象となる分野の重要性を指摘した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 2 件)

飯野文、「今後の貿易・投資協定に対する TPP 協定の含意：分野横断的観点から (How Will TPP Affect Future Trade and Investment Agreements?: A Cross-Sectoral Assessment)」、商学集志 (Journal of Business Nihon University) ㉒、第 86 巻第 4 号、2017、207 - 229.

査読有

飯野文、「環境対策と WTO 協定上の諸問題：エコカー補助金を題材に (Environmental Measures and WTO Agreement: Some Lessons from Japan's subsidy scheme for Environmental Friendly Vehicles ("eco-cars"))」、商学集志 (Journal of Business Nihon University) ㉒、第 81 巻第 1・2 号合併号、2011、15 - 34.

査読有

[学会発表](計 0 件)

[図書](計 2 件)

飯野文、「第 5 章 開発途上国の食品貿易と食品安全規制」、箭内彰子・道田悦代編『途上からみた「貿易と環境」』、アジア経済研究所、2014、135 - 184.

飯野文、「第 4 章 貿易ルールにおける公と私」日本大学商学部「公と私」研究会編『公の中の私、私の中の公』日本評論社、2013、113 - 141.

[産業財産権]

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：

番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等
無

6．研究組織

(1)研究代表者

飯野 文 (IINO, Aya)
日本大学・商学部・准教授
研究者番号：00521288